

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立外被相続人及び申立人らの平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護5であった被相続人については死亡した平成28年8月分まで月額6万円が増額され、一部の申立人らについては各申立人の身体状況並びに被相続人及び他の申立人に対する介護の状況等を考慮し、平成30年3月分まで月額2万円又は3万円が増額されて賠償された事例。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成28年8月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人の遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金1079万円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年4月11日

（仲介委員 行方美彦）

事件番号 H00-O

《一部和解》

## X1 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	和解案	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	370,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
合計		2,770,000	

## X2 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	和解案	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	370,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
合計		2,770,000	

## X3 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	和解案	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	370,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
合計		2,770,000	

## 亡A相続人X1 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	和解案	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	88,000	【対象期間】H28.4.1～H28.8.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
合計		2,488,000	

和解金額合計 10,798,000

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立外被相続人及び申立人らの平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護5であった被相続人については死亡した平成28年8月分まで月額6万円が増額され、一部の申立人らについては各申立人の身体状況並びに被相続人及び他の申立人に対する介護の状況等を考慮し、平成30年3月分まで月額2万円又は3万円が増額されて賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成28年8月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人の遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金1265万8700円の支払義務があることを認める。

### 第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の損害に対する賠償金として、平成30年4月11日付け和解契約書（一部）に基づき、金1079万円を支払済みであることを確認する。

### 第5 支払方法

（省略）

### 第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月25日

（仲介委員 行方美彦）

X1 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	370,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
	増額分	480,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
弁護士費用		97,500	
合計		3,347,500	

X2 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	370,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
弁護士費用		83,100	
合計		2,853,100	

X3 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	370,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
	増額分	720,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
弁護士費用		104,700	
合計		3,594,700	

亡A相続人X1 対象期間 特記事項欄記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる 費用相当額	80,000	【対象期間】H28.4.1～H28.8.31
精神的損害	避難慰謝料	2,400,000	【対象期間】H28.4.1～H30.3.31
	増額分	300,000	【対象期間】H28.4.1～H28.8.〇
弁護士費用		83,400	
合計		2,863,400	

和解金額合計 **12,658,700**